

木城町有機食材等給食支援事業補助金交付要綱

令和5年6月12日

(趣旨)

第1条 木城町は、環境にやさしい持続可能な農産物の消費拡大及び食育を促進するため、予算の定めるところにより、指定する町内産有機食材等を活用した給食を支援する補助金を交付（補助金等の交付に関する規則（昭和48年木城町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。）する。

(補助対象者)

第2条 補助金の支給対象となる者は、木城町に設置されている次に掲げる施設等を運営し、幼児、児童及び生徒に給食を提供している組織団体（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 保育園
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 学校給食調理場

(補助内容)

第3条 木城町は、次に掲げる町内産農産物を事業者が給食の食材として購入する経費を、予算の範囲で支援する。

- (1) 有機JAS認定農産物
- (2) 特別栽培農産物
- (3) 畜産物

(申請書添付書類)

第4条 事業者は、規則第3条第1号の書類として別記様式1を提出すること。

(申請取下期間)

第5条 規則第8条第1項に基づく取下期間は、決定をした日から10日を経過した日までとする。

(交付方法)

第6条 この補助金は、概算払いにより交付する。

(変更等の報告)

第7条 事業者は、補助金の返還が伴う変更がある場合、規則第10条第2項の規定による報告に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更計画書（別記様式1）
- (2) 変更収支予算書

(実績報告)

第8条 事業者は、規則第14条第1項の規定による実績報告に、次に掲げる書類を添えて、補助金交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式1）
- (2) 収支決算書
- (3) 実施状況写真
- (4) その他の関係書類
（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

別記様式1（要綱第4条・第7条・第8条関係）

木城町有機食材等給食支援事業補助金事業(実施計画・変更計画・実績)書

1. 給食を提供する人数

区 分	人 数
園児・児童生徒	人
職員・その他	人

2. 給食提供及び食育活動

農産物			
時 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
回 数	回	回	

【食育活動】